平成２５年度予算に向けた再評価について

【公共事業関係費】

事業区分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	うち見直し継続	中止	評価手続中
河川事業	直轄事業					2	2	2			
	補助事業等						0				
ダム事業	補助事業				3		3	3			
合計		0	0	0	3	2	5	5	0	0	0

（注1）補助事業等には、独立行政法人等施行事業を含む
（注2）再評価対象基準
一定期間未着工：事業採択後一定期間（直轄事業等は3年間、補助事業等は5年間）が経過した時点で未着工の事業
長期間継続中：事業採択後長期間（5年間）が経過した時点で継続中の事業
準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業
再々評価：再評価実施後一定期間（直轄事業等3年間、補助事業等5年間）が経過している事業
その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

再評価結果一覧

【公共事業関係費】
【河川事業】
（直轄事業）

事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	費用便益分析 貨幣換算した便益:B(億円)	便益の内訳及び主な根拠	費用:C （億円）	B／C	貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 （投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）	対応方針	担当課 （担当課長名）
多摩川直轄河川改修事業（多摩川高規格堤防整備事業（戸手地区）） 関東地方整備局	その他	27	75	【内訳】 被害防止便益：73億円 残存価値：2.0億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：42戸 年平均浸水軽減面積：0.6ha	24	3.1	・戸手地区が位置する多摩川下流部はゼロメートル地帯が広がっており、破堤によりJR川崎駅を含めた川崎市中心部一帯が浸水し、交通機能等に甚大な影響が発生する恐れがある。	①投資効果等の事業の必要性 ・多摩川下流部では沿川の低平な土地に資産が集積しているため破堤被害ポテンシャルが大きく、ひとたび堤防が決壊すれば壊滅的な被害が発生する。 　このため、計画規模を上回るような洪水が発生したとしても、堤防の決壊を防止し、被害を最小限にすることが求められる。 ・高規格堤防上に水防拠点を整備することにより地域防災力を向上させることができる。 ②事業の進捗の見込み ・市による土地区画整理事業手法による居住環境の改善や優良建築物等整備事業制度を活用した共同化事業について、協議、調整を行っている。 ・早期実現化の声も大きいことから、高規格堤防整備事業の優先的な整備について特段の配慮をお願いする旨の意見が、川崎市より出されている。 ・事業実施にあたっては、地元自治体である川崎市等の関係機関との調整を十分に図り、事業の進捗に努める。 ③コスト縮減等 ・高規格堤防の盛土材については、京浜河川事務所管内で発生する掘削土（建設発生土）を有効活用することによりコスト縮減を図る。	継続	水管理･国土保全局 治水課 （課長　山田邦博）
利根川・江戸川直轄河川改修事業（江戸川高規格堤防整備事業（北小岩一丁目地区）） 関東地方整備局	その他	30	39	【内訳】 被害防止便益：39億円 残存価値：0.53億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：5戸 年平均浸水軽減面積：0.09ha	28	1.4	・江戸川下流部はゼロメートル地帯が広がり、江戸川区は約7割が朔望平均満潮位（A.P.+2.1m）以下の低平地であり、氾濫により甚大な被害が発生し、都市機能が麻痺する恐れがある。	①投資効果等の事業の必要性 ・江戸川流域の関係市町村における総人口、総世帯数等、沿川の状況に大きな変化はないが、江戸川下流部では沿川の低平地に資産が集積しているため破堤被害ポテンシャルが大きく、ひとたび堤防が決壊すれば甚大な人的被害が発生する恐れがある。 　このため、計画規模を上回るような洪水が発生したとしても、堤防の決壊を防止し、被害を最小限にすることが求められる。 ・高規格堤防上に高台避難地としての地域防災拠点を整備することにより、地域防災力を向上させることができる。 ②事業の進捗の見込み ・共同予定事業である土地区画整理事業は、平成21年11月に都市計画決定し、平成23年に事業認可を受け、平成25年1月に換地設計案を地元に供覧し、土地区画整理審議会の諮問答申を踏まえ換地計画案を作成したところ。 ・高規格堤防整備事業を確実に平成25年度に事業化するとともに、速やかに区の土地区画整理事業との共同事業化を行うことを強く要望する旨の意見が、江戸川区より出されている。 ・今後も、事業実施にあたっては、社会情勢等の変化に留意しつつ、関係機関との調整を十分に行い実施する。 ③コスト縮減等 ・高規格堤防の盛土材については、江戸川河川事務所管内で発生する掘削土（建設発生土）を有効活用することによりコスト縮減を図る。	継続	水管理･国土保全局 治水課 （課長　山田邦博）

【ダム事業】
（補助事業）

事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	費用便益分析 貨幣換算した便益:B(億円)	便益の内訳及び主な根拠	費用:C （億円）	B／C	貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 （投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）	対応方針	担当課 （担当課長名）
浅川ダム建設事業 長野県	再々評価	380	4,026	【内訳】 被害防止便益:4,019億円 残存価値:7.1億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:4,138戸 年平均浸水軽減面積:390ha	988	4.1	・浅川の想定氾濫区域内には、JR信越線があり、また、浅川沿川は宅地化が進展しており、ひとたび河川が氾濫した時に想定される被害は甚大である。	①事業の必要性等に関する視点 ・氾濫が想定される浅川流域では、平成11年度から平成19年度の間で、人口1.2%増、世帯数は11.6%増となっており、人口及び世帯数ともに増加傾向にある。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・平成23年度から本体工事（本体打設）に着手し、平成24年度末には全体積の約54%のコンクリート打設が完了し、平成25年度末には約95%のコンクリート打設が完了する見込みである。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・左岸の袖部に造成アバットメントを施工することにより、ダム天端高より高い位置の掘削及び法面工を大幅に減少させ、建設コストの縮減を図った。今後も引き続きコスト縮減に努めることとしている。 ・遊水地、ため池利用などダムによらない対策を含め、様々な治水対策を住民参加のもと立案・検討した結果、「河川改修」と「治水専用ダム」を組み合わせた現行計画が最適であるという判断に至っている。	継続	水管理・国土保全局 治水課 （課長　山田邦博）
大島ダム建設事業 岐阜県	再々評価	168	276	【内訳】 被害防止便益:213億円 流水の正常な機能の維持に関する便益:62億円 残存価値:0.97億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:103戸 年平均浸水軽減面積:13ha	128	2.2	・大八賀川流域では、昭和46年9月、昭和58年9月、平成11年6月、平成16年10月に洪水による被害が発生している。 主な洪水被害としては、昭和58年9月に浸水家屋7戸、平成16年10月に浸水家屋58戸の被害が発生している。 ・主な渇水被害として、昭和42，48年の渇水により農業用水が不足した。近年でも平成6年の渇水により農業用水が不足し、稲が枯れ収穫量が減るなど農作物に被害が発生している。	①事業の必要性等に関する視点 ・大八賀川の氾濫が想定される地区を含む高山市では、平成7年～平成17年の間で、人口5.9%減、世帯数1.6%減となっており、人口は減少傾向にある。 ・大八賀川では、昭和42，48年の渇水により農業用水が不足した。近年でも平成6年の渇水により農業用水が不足し、稲が枯れ収穫量が減るなど農作物に被害が発生している。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・現在ダム事業の検証に係る検討について、県の財政状況等を踏まえ適切な時期に行うこととしている。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・ダム本体等の設計段階や工事施工において工法の工夫や新技術の積極的な採用等によりコスト縮減に努めることとしている。 ・従前の考え方に基づいて行った代替案の既往検討結果では、コストや実現性等の観点から、大島ダム建設事業が最適と判断している。 （なお、今後行う予定のダム事業の検証に係る検討において、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」に基づき、改めて代替案の比較検討等を行うこととしている。）	継続	水管理・国土保全局 治水課 （課長　山田邦博）
浜田川総合開発事業 島根県	再々評価	389	1,196	【内訳】 被害防止便益:1,125億円 流水の正常な機能の維持に関する便益:61億円 残存価値:9.4億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数:197戸 年平均浸水軽減面積:14ha	396	3.0	・浜田川流域では、昭和58年7月、昭和63年7月、平成7年8月の洪水により被害が発生している。主な洪水被害としては、昭和58年7月に浸水家屋4,069戸、全半壊67戸、昭和63年7月に浸水家屋4,135戸、全半壊6戸、平成7年8月に浸水家屋33戸の被害が発生している。 ・主な渇水被害として、平成6年7～8月の渇水において、農業用水が不足する恐れがあったため約2ヶ月間の節水の呼びかけ等が行われた。	①事業の必要性等に関する視点 ・浜田川の氾濫が想定される地区を含む浜田市では、平成17年から平成22年の間で、人口2.1%減、世帯数はほぼ横ばいとなっており、人口は減少傾向にある。 ・近年平成6年7～8月の渇水において、農業用水が不足する恐れがあったため約2ヶ月間の節水の呼びかけ等が行われている。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・平成20年度より第二浜田ダム本体工事に着手した。平成23年3月には付随する鞍部ダムのコンクリート打設を完了し、同年7月からは本体ダムのコンクリート打設を行っている。また、平成23年12月には付替道路の上流区間を供用開始した。現在のところ、平成27年10月からの試験湛水を予定している。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・付替道路のルート見直し検討や骨材調達方法の見直しにより建設コストの縮減に努めている。今後も引き続きコスト縮減に努めることとしている。 ・浜田ダム再開発と引堤による河道改修の組合せ案等と現計画を比較し、経済性等から現計画が最適と判断している。	継続	水管理・国土保全局 治水課 （課長　山田邦博）

中止事業について

※ 評価手続中事業（平成２３年度評価）のうち中止となったもの

事業区分	事業名 事業主体 （所在地）	中止理由
ダム事業 （補助事業）	柴川(しばかわ)生活貯水池整備事業 徳島県 （徳島県三好(みよし)市山城町(やましろちょう)）	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、基本的に、「中間とりまとめ」（※１）の共通的な考え方に沿って検討されていると認められる。目的別の総合評価の結果が、洪水調節は河道の掘削案、新規利水は既得水利の合理化・転用案（川口簡易水道拡張）が優位であり、総合的な評価として、洪水調節は河道掘削案、新規利水としては既得水利の合理化・転用案が優位としている検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※ 評価手続中事業（平成１５年度評価）のうち中止となったもの

事業区分	事業名 事業主体 （所在地）	中止理由
ダム事業 （補助事業）	黒沢(くろさわ)生活貯水池整備事業 長野県 （長野県安曇(あづみの)野市）	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」（※１）についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方（※２）に沿って検討されたものであると認められる。 社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。
	駒沢(こまざわ)生活貯水池整備事業 長野県 （長野県上伊那郡(かみいなぐん)辰野町(たつのまち)）	今後の治水対策のあり方に関する有識者会議のご意見を踏まえ、検討内容は、「中間とりまとめ」（※１）についてのパブリックコメントを行った際に有識者会議が示した考え方（※２）に沿って検討されたものであると認められる。 社会経済情勢等の変化を踏まえた検討結果に基づく検討主体の対応方針「中止」は妥当であると考えられる。 よって、補助金交付に係る対応方針については「中止」とする。

※１：「今後の治水対策のあり方について　中間とりまとめ」（平成22年9月　今後の治水対策のあり方に関する有識者会議）

※２：社会情勢の変化等により、検証主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合には、従来からの手法等によって検討を行うことができる。

評価手続中事業（平成２３年度評価）の再評価について

【公共事業関係費】

事　業　区　分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	うち見直し継続	中止	評価手続中
ダム事業	補助事業					1	1			1	
合　　計		0	0	0	0	1	1	0	0	1	0

（注１）再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（５年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（１０年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（５年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（５年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

評価手続中事業（平成２１年度評価）の再評価について

【公共事業関係費】

事　業　区　分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	うち見直し継続	中止	評価手続中
ダム事業	補助事業				1		1				1
合　　計		0	0	0	1	0	1	0	0	0	1

（注１）再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（５年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（１０年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（５年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（５年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

評価手続中事業（平成２０年度評価）の再評価について

【公共事業関係費】

事　業　区　分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	うち見直し継続	中止	評価手続中
ダム事業	補助事業				1		1				1
合　　計		0	0	0	1	0	1	0	0	0	1

（注１）再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（５年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（１０年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（５年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（５年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

評価手続中事業（平成１５年度評価）の再評価について

【公共事業関係費】

事　業　区　分		再評価実施箇所数						再評価結果			
		一定期間未着工	長期間継続中	準備計画段階	再々評価	その他	計	継続	うち見直し継続	中止	評価手続中
ダム事業	補助事業					2	2			2	
合　　計		0	0	0	0	2	**2**	0	0	2	0

（注１）再評価対象基準

一定期間未着工：事業採択後一定期間（５年間）が経過した時点で未着工の事業

長期間継続中：事業採択後長期間（１０年間）が経過した時点で継続中の事業

準備計画段階：準備・計画段階で一定期間（５年間）が経過している事業

再々評価：再評価実施後一定期間（５年間）が経過している事業

その他：社会経済情勢の急激な変化、技術革新等により再評価の実施の必要が生じた事業

評価手続中事業（平成２３年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】
（補助事業）

事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 （投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）	対応方針	担当課 （担当課長名）
				便益の内訳及び主な根拠	費用:C （億円）	B／C				
柴川生活貯水池整備事業（※1） 徳島県	その他	80	91	【内訳】 被害防止便益：30億円 流水の正常な機能の維持に関する便益：59億円 残存価値：2.5億円 【主な根拠】 年平均浸水軽減戸数：0.1戸 年平均浸水軽減面積：0.003ha	91	1.001	・柴川谷川流域では、昭和54年9月、昭和59年9月に被害の大きな洪水が発生しており、近年でも、平成6年9月、平成9年6月に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては昭和54年9月の洪水においては、浸水戸数2戸、昭和58年9月の洪水においては、浸水戸数1戸の洪水被害が発生している。	①事業の必要性等に関する視点 ・柴川谷川流域内の人口は約100人（旧山城町柴川地区）であり、人口及び世帯数はほぼ横ばいで推移している。 ・現在、生活再建工事段階であり、平成24年3月末現在で進捗率は約46%（事業費ベース） 【検証対象ダム事業等の点検】 ・事業費及び工期の点検については、平成18年度に算定した事業費等を基に、最新のデータ等で点検を行った結果、事業費については変更が無いこと、工期については事業を継続した場合概ね6年後の完成が見込まれることを確認した。また、堆砂計画、過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等を点検した。 ②事業の進捗の見込み、コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 【目的別の検討】 「洪水調節」 ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて治水対策案を立案し、3案の治水対策案を抽出して、7つの評価軸について評価した。 「新規利水（水道）」 ・利水参画者に対し、ダム事業参画継続の意志があること。開発量としては200m3/日から180m3/日に変更となることを確認した。 ・検討主体において、必要量の算出が妥当に行われていることを確認した。 ・利水参画者に確認した必要な開発量を確保することを基本として立案し、5案の利水対策案を抽出して、6つの評価軸について評価した。 「流水の正常な機能の維持」 ・河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案し、2案の対策案を抽出して、6つの評価軸について評価した。 【検証対象ダムの総合的な評価】 ・各目的別の検討を踏まえて、検証の対象とするダム事業に関する総合的な評価を実施した。 ・目的別の総合評価の結果、洪水調節は「河道の掘削案（河道改修＋既設砂防えん堤改良＋地すべり対策案）」、新規利水は「既得水利の合理化・転用案（川口簡易水道拡張）」が優位であり、検証対象ダムの総合的な評価においても、洪水調節は「河道の掘削案（河道改修＋既設砂防えん堤改良＋地すべり対策案）」、新規利水は「既得水利の合理化・転用案（川口簡易水道拡張）」が優位と評価した。なお、流水の正常な機能の維持については、柴川谷川の流況に改善傾向がみられるとともに、地すべり対策工事に伴う排出水による流況改善効果が期待されることから、流水の正常な機能の維持に必要な流量をダムにより確保する緊急性は、さほど高くないと判断した。	中止	水管理･国土保全局 治水課 （課長　山田　邦博）

※1：本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。

評価手続中事業（平成２１年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】
（補助事業）

事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 （投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）	対応方針	担当課 （担当課長名）
				便益の内訳及び主な根拠	費用:C （億円）	Ｂ／Ｃ				
倉渕ダム建設事業 群馬県	再々評価	－	－	－	－	－	－	－	評価手続中	水管理･国土保全局 治水課 （課長　山田　邦博）

評価手続中事業（平成２０年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】
（補助事業）

事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	費用便益分析				貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 （投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）	対応方針	担当課 （担当課長名）
				便益の内訳及び主な根拠	費用:C （億円）	Ｂ／Ｃ				
角間ダム建設事業 長野県	再々評価	－	－	－	－	－	－	－	評価手続中	水管理･国土保全局 治水課 （課長　山田　邦博）

評価手続中事業（平成１５年度評価）の再評価結果一覧

【公共事業関係費】

【ダム事業】
（補助事業）

事 業 名 事業主体	該当基準	総事業費 （億円）	費用便益分析 貨幣換算した便益:B(億円)	便益の内訳及び主な根拠	費用:C (億円)	B／C	貨幣換算が困難な効果等による評価	再評価の視点 （投資効果等の事業の必要性、 事業の進捗の見込み、 コスト縮減等）	対応方針	担当課 （担当課長名）
黒沢生活貯水池整備事業（※1） 長野県	その他	150	－	－	－	－	・黒沢川等では、近年でも平成11年に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては、昭和20年10月の洪水においては家屋流出1戸、破損3戸、浸水家屋108戸（万水川）、昭和36年6月の洪水においては浸水家屋16戸（万水川）、昭和36年9月の洪水においては家屋全壊1戸、半壊41戸（万水川）、昭和40年5月の洪水においては浸水戸数12戸（万水川）、昭和58年9月の洪水においては浸水戸数13戸（黒沢川）、平成11年6月の洪水においては浸水戸数16戸（黒沢川）の洪水被害が発生している。 ・また、渇水被害については、かんがい取水を中心に、過去に何度も渇水被害が生じており、特に平成9,11年には取水制限及び利用者間の調整が行われている。	①事業の必要性等に関する視点 ・平成13年2月に知事が「脱ダム」宣言を発表したことを受けて、平成13年3月に公布された条例に基づき設置された「長野県治水・利水ダム等検討委員会」の答申（ダム事業を中止）を受け、平成15年9月から「黒沢川流域協議会」において、ダムによらない治水・利水対策の検討を行い、平成23年3月に黒沢川流域協議会より長野県に対して「黒沢川流域における総合的な治水及び利水に関する提言書」が提出された。 ・黒沢川では、近年、農業用水必要量は減少傾向。また、ダム計画時より、河川流況が改善している。 ・水道用水の供給地域である安曇野市は、平成17年10月に3町（明科町、豊科町、穂高町）2村（三郷村、堀金村）が合併し安曇野市が誕生した。安曇野市は合併に伴い、5つある上水道事業を1つに統合し、持続可能な水道事業を実現するため、平成21年3月に「安曇野市水道ビジョン」を策定し、「三郷地域の水道水源を黒沢川から地下水に転換」する方針を決定した。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・当面進捗する見込みはない。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・ダム案と他の治水対策案との経済比較の結果、調節池による治水対策案が経済的。 ・流水の正常な機能の維持においては、黒沢生活貯水池によって必要水量を確保する緊急性は低いと判断。 ・安曇野市が、水道ビジョンにより、「三郷地域の水道水源を黒沢川から地下水に転換」の方針を決定。	中止	水管理･国土保全局 治水課 （課長 山田 邦博）
駒沢生活貯水池整備事業（※1） 長野県	その他	60	－	－	－	－	・駒沢川では、近年でも平成11年に被害の大きな洪水が発生している。主な洪水被害としては昭和57年9月の洪水においては3戸、昭和58年9月の洪水においては5戸の浸水被害等が発生している。 ・また、渇水被害については、かんがい取水を中心に、過去に何度も渇水となり、特に平成2,6年にはかんがい用のため池が枯渇し、深刻な状態となった。	①事業の必要性等に関する視点 ・平成13年2月に知事が「脱ダム」宣言を発表したことを受けて、平成13年3月に公布された条例に基づき設置された「長野県治水・利水ダム等検討委員会」の答申（ダム事業を中止）を受け、平成16年3月から「駒沢川流域協議会」において、ダムによらない治水・利水対策の検討を行い、平成23年3月に駒沢川流域協議会より長野県に対して「ダムによらない治水・利水対策を求める提言書」が提出された。 ・駒沢川では、近年、農業用水必要量は減少傾向。また、ダム計画時より、河川流況が改善している。 ・水道用水の供給地域である辰野町より、地下水源の開発により必要水量を確保する意向が示された。 ②事業の進捗の見込みの視点 ・当面進捗する見込みはない。 ③コスト縮減や代替案立案等の可能性の視点 ・ダム案と他の治水対策案との経済比較の結果、河川改修による治水対策案が経済的。 ・流水の正常な機能の維持においては、駒沢生活貯水池によって必要水量を確保する緊急性は低いと判断。 ・辰野町が、藤沢地区において新たな地下水源を確保し、駒沢配水池と接続することにより、安定的に供給を目指し、藤沢地区で今後地下水調査（電気探査、試掘調査）を行って必要量を確保する意向が示されている。	中止	水管理･国土保全局 治水課 （課長 山田 邦博）

※1：「検討主体自らが検証対象ダムを中止する方向性で考えている場合」として、「ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目」第５．２に基づき、従来からの手法等によって検討を実施。
※2：本資料については、検討主体から国土交通大臣に報告された、ダム事業の検証に係る「検討結果の報告書」等に基づき作成している。